

宮城県NPO等による心の復興支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、東日本大震災による被災者が、他者とのつながりや、生きがいをもって前向きに生活することができるよう、支援団体等による心の復興事業の実施に対し、予算の範囲内において、宮城県NPO等による心の復興支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「支援団体等」とは、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、ボランティア団体、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合その他の民間非営利組織をいう。

2 この要綱において「協議体」とは、支援団体等及び地方公共団体をその構成員に含む組織をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 次に掲げる条件を満たす支援団体等

イ 当該支援団体等に関する情報の開示がなされていること、又は補助事業の実施期間中になされる予定であること。

ロ 継続的に活動を行う団体等であること。

ハ 定款、規約その他これらに類するものを有し、適正な事業計画書並びに予算及び決算書が整備されていること、又は補助事業の実施期間中にこれらが整備される予定であること。

ニ 主たる事務所の所在地が本県以外の場合において、主たる事務所の所在する都道府県又は市区町村、もしくは、主たる活動地域の所在する市区町村から推薦を受けることができる団体等であること。

ホ 特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。

ヘ 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く。）を主たる目的としていないこと。

ト 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと。

チ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

リ 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第9条第2項の規定による参加資格の登録の取消しを受け、同条第4項に規定する期間を経過していない団体等ではないこと。

(2) 次に掲げる条件を満たす協議体

イ 構成員である支援団体等が（1）に掲げる条件を満たしていること。

ロ 補助事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた協議体の規約その他

の規定が定められていること。

(イ) 協議体の構成員、事務局の体制、代表者及び代表者の代表権の範囲

(ロ) 協議体の意思決定方法

(ハ) 協議体を解散した場合の地位の承継者

(ニ) 協議体の事務処理及び会計処理の方法

(ホ) その他協議体の運営に関して必要な事項

ハ 規約又はこれに相当するものに定めるところにより、一の手続につき、複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる条件を満たす事業とする。

- (1) 被災者が主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持つための取組であること。
- (2) 多くの被災者及び関係する地域住民等の参加が見込まれる取組であること。
- (3) 被災者が継続的に参加できるものであることを基本とし、一過性の取組でないこと。
- (4) 被災者のニーズに対応した事業であること。
- (5) 事業の主たる内容を一括して外部に委託する事業でないこと。
- (6) 「被災者支援総合交付金」を財源とする行政による他の補助事業により、当該事業の経費の一部が補助されていない事業であること。
- (7) 主たる活動地域の所在する市区町村の担当課等との連絡調整を事前に行っている事業であること。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金は、前条に定める事業を支援団体等及び協議体が行う場合に要する経費のうち、別表第1に定める経費について補助するものとし、その額は事業の合計実支出額から寄附金その他の収入を控除した額と知事が必要と認めた額とを比較して、少ない方の額とする。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助対象経費の総額から補助金額を控除した額については、交付対象者であるNPO等又は協議体による負担とし、会費、寄付金及び助成金（行政により実施する「被災者支援総合交付金」による補助金を除く。）による現金収入を充てることとする。
- 3 補助対象経費のうち、行政による他の補助金を充当する経費は補助対象外とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、第1号様式によるものとする。

- 2 補助金交付申請書の提出期限は、知事が補助対象者に通知するものとする。
- 3 補助対象者は、補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額を

いう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 事業概要書(第3号様式)
- (3) 収支計画書(第4号様式)
- (4) 支援団体等概要及び自己申告書(第5号様式)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たり、前条第3項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第3項ただし書の規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助対象期間)

第8条 補助対象期間は、交付決定日から事業完了の日若しくは事業の廃止の承認を受けた日又は交付の決定のあった日の属する年度末のいずれか早い日までとする。ただし、知事が必要と認める場合は、交付決定前についても対象期間とすることができる。

2 補助対象者は、やむを得ない事由により、交付決定前に補助対象事業に着手する必要性が生じた場合には、その理由を記載した交付決定前事前着手申請書(第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(補助の条件)

第9条 補助対象事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる変更をする場合には、補助事業変更承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付決定額の20%以上の減額を伴う変更
- (2) 補助対象事業の内容の重大な変更

2 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、補助事業中止(廃止)承認申請書(第8号様式)により、知事の承認を受なければならない。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業遂行状況報告書(第9号様式)により、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員による帳簿その他の関係書類の検査、若しくは関係者への質問をすることができる。

(実績報告)

第11条 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、第10号様式によるものとする。

2 前項の事業実績報告書は、事業完了日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金交付年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額明細書（第11号様式）
- (2) 事業成果報告書（第12号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第12条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、補助金の一部を概算払により交付することができるものとする。

2 概算払の請求は、別表2に掲げる請求時期において、同表に掲げる請求上限額以内で行うものとし、概算払請求書の様式は、第13号様式によるものとする。

3 補助金額の確定に伴う請求書の様式は、第14号様式によるものとする。

4 補助金の交付に当たり、その額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を交付するものとする。

(消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第15号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分及び管理)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了した後においても、当該補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産のうち、規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 3 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定めによる耐用年数に相当する期間とする。
- 4 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の承認をした場合において、当該取得財産が、第3項に定める期間を経過している場合を除き、取得財産を処分することにより収入があると認めたときには、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 6 補助事業者は、補助対象事業により第2項に該当する取得財産があった場合には、第16号様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の収益納付）

- 第15条 補助事業者は、補助対象事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、出資により取得した持分に対する財産配分等により収益があったときは、第17号様式により、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告に基づき、相当の収益が生じたと認めた時は、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させるものとする。

（関係書類の保管等）

- 第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
- 2 補助事業者は、第14条第3項の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、第18号様式による取得財産等管理台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
 - 3 補助事業者は、その組織を解散するとき、又は合併するときは、あらかじめ関係書類の保管等に関して知事に協議しなければならない。

（補助金の返納）

- 第17条 知事は、補助対象者が前条までの規定に違反したと認める場合は、交付した補助金の全部又は一部の返納を命ずることができる。

（提出書類の部数）

- 第18条 この要綱に定める提出書類の部数は、各1部とする。

（その他）

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月22日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月14日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月9日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月18日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月3日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月8日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

- 3 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表1 (第5条関係)

対象経費	事業の実施に直接必要となる次の経費とする。 報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、 賃借料等のうち、県が必要と認める経費。	
補助額	本事業による補助を受けたことのない取組実施主体における一の事業に係る補助額	1事業当たり180万円を上限に、知事が必要と認めた額とする。 ※効果が特に高いと見込まれる事業の場合、上記の上限額に知事が認めた額を加算する。ただし、135万円を上限とする。
	事業実施年度の前年度以前に本事業による補助を1年度受けたことのある取組実施主体における一の事業に係る補助額	1事業当たり160万円を上限に、知事が必要と認めた額とする。 ※効果が特に高いと見込まれる事業の場合、上記の上限額に知事が認めた額を加算する。ただし、120万円を上限とする。
	事業実施年度の前年度以前に本事業による補助を2年度以上受けたことのある取組実施主体における一の事業に係る補助額	1事業当たり140万円を上限に、知事が必要と認めた額とする。 ※効果が特に高いと見込まれる事業の場合、上記の上限額に知事が認めた額を加算する。ただし、105万円を上限とする。
補助率	本事業による補助を受けたことのない取組実施主体における一の事業に係る補助率	9/10以内で、知事が必要と認めた率とする。
	事業実施年度の前年度以前に本事業による補助を1年度受けたことのある取組実施主体における一の事業に係る補助率	8/10以内で、知事が必要と認めた率とする。
	事業実施年度の前年度以前に本事業による補助を2年度以上受けたことのある取組実施主体における一の事業に係る補助率	7/10以内で、知事が必要と認めた率とする。

別表2（第12条関係）

○概算払の請求時期及び請求上限額

請求時期（①、②とも各1回のみ概算払の請求が可能）	請求上限額
① 交付決定の後、中間基準日（注1参照）の前日までの期間のうち、知事が指定する期間	補助金交付決定額の3割
② 中間基準日から事業計画の終期の一月前までの期間のうち、知事が指定する期間	①の請求分と合わせ補助金交付決定額の7割

（注1） 中間基準日とは、補助事業の交付決定日から事業計画の終期までの期間における総日数のうち2分の1の日数を経過する日とする。

（注2） 県は、補助事業者の申出を受け、上記の請求時期及び請求上限額の適用では補助事業を遂行できないと認めるときは、請求時期及び請求上限額を変更できる。

（注3） 概算払請求額に係る千円未満の端数は、切り捨てるものとする。